

監査報告書

令和 6年 6月 13日

公立大学法人静岡社会健康医学大学院大学

理事長 宮地良樹 様

公立大学法人静岡社会健康医学大学院大学

監事 渡邊高秀

監事 吉村峰仙

私たち監事は、地方独立行政法人法第13条第4項の規定に基づき、令和5年4月1日から令和6年3月31日までの第3期事業年度における業務の執行を監査いたしました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

1 監査の方法の概要

私たち監事は、理事会に出席し、法人の役員及び職員から業務運営の報告及び業務処理の状況を聴取するほか、重要な書類等を閲覧するとともに、関係する役員及び職員から説明を受け、業務及び財産の状況を調査しました。また、財務諸表、事業報告書及び決算報告書について検討を行いました。

2 監査の結果

- (1) 業務は、法令等に従い適正に実施され、また、中期目標の着実な達成に向け効果的かつ効率的に実施されているものと認めます。
- (2) 理事長、副理事長及び理事の職務執行が法令等に適合することを確保するための体制及びその他法人の業務の適正を確保するための体制の整備及び運用については、指摘すべき重大な事項は認められません。
- (3) 理事長、副理事長及び理事の職務の遂行に関し、不正の行為又は法令等に違反する重大な事実はありません。
- (4) 財務諸表は、財政状況及び運営状況等を適正に表示しているものと認めます。
- (5) 事業報告書は、事業運営の状況を正しく示していると認めます。
- (6) 決算報告書は、予算の区分に従い決算の状況を正しく示していると認めます。

以上